

入札公告

下記の業務について、次のとおり条件付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和7年4月22日

大和郡山市長 上 田 清

第1 入札に付する事項

- | | | |
|-----|--------|------------------------------------|
| (1) | 業務等の名称 | 市内公園緑地維持管理業務委託（Aブロック）夏期剪定 |
| (2) | 履行場所 | 大和郡山市若槻町他地内 |
| (3) | 概 要 | 仕様書のとおり |
| (4) | 履行期間 | 着手の日から 令和7年10月31日 まで |
| (5) | 予定価格 | ¥4,335,100 円（内、消費税等相当額 ¥394,100 円） |
| (6) | 最低制限価格 | ¥3,869,800 円（内、消費税等相当額 ¥351,800 円） |
| (7) | 入札方法 | 電子入札【条件付一般競争入札】 |

第2 競争入札参加資格

大和郡山市建設工事等競争入札参加登録業者で、電子入札システムへの利用者登録が完了し、公告日現在、次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この入札に参加することができます。

1 登録業種	造園（1年以上、継続して登録）
2 登録等級	—
3 事業所の所在地に関する条件	大和郡山市内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。
4 配置技術者等に関する条件	① 現場代理人及び造園工事業に係る資格を有する主任技術者を、この業務の履行期間中各1名配置すること。なお、現場代理人及び主任技術者は兼ねることができる。 ② 現場代理人は、この契約の履行に関し、履行場所に常駐するものとする。 ③ 現場代理人は、他の工事や業務の現場代理人又は技術者との兼任できません。 ④ 現場代理人、主任技術者においては、入札執行の日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

第3 入札書の提出方法

入札者は本公告第4に示す入札書の到達期限日時までに電子入札システム上で入札書を提出すること。

第 4 競争入札参加手続き等

手続き等	期間・期日・期限	場 所
設計図書の閲覧・貸与	令和7年4月22日 から 令和7年5月13日 まで	市役所の休日を除き、8時30分から17時まで入札検査課で行います（貸出は半日単位（9時～12時、13時～17時）です。）またホームページにも掲載しています。
質問の方法 ※指定の質問書（ホームページからダウンロードできます。）により事業担当課へ持参すること。	令和7年5月7日 9時から12時まで	まちづくり事業課
質問の回答	令和7年5月9日 13時から	ホームページに掲載。（質問・回答がない場合はホームページへの掲載はありません）
入札書の受付開始日時	令和7年4月23日 12時から	※システム稼働時間は8時～20時（土・日曜、祝日、12/29～1/3を除く）
入札書の到達期限日時	令和7年5月13日 15:00	
開 札 日 時	令和7年5月14日 9:09	入札検査課内
競争参加資格確認申請書の受付開始日時	令和7年5月14日 13時から	※参加申請書提出依頼通知書が送信された落札候補者は、条件付一般競争入札参加申請書（指定の様式・ホームページからダウンロードできます。）を添付し、電子入札システム上で競争入札参加資格確認申請書を提出すること。
競争参加資格確認申請書の到達期限日時	令和7年5月15日 15:00	システム稼働時間は8時～20時（土・日曜、祝日、12/29～1/3を除く）

第 5 その他

○入札執行回数	入札執行回数は、1回とします。						
○入札保証金	免除します。						
○契約保証金	契約保証金は、請負金額の10%以上とし、契約締結までに手続きを完了すること。現金による場合は契約を締結する際に納付すること。ただし、大和郡山市契約規則第22条各号に該当する場合は、その全部又は一部が免除されます。なお、設計金額5,000万円以上の建設工事については同条第3号の規定による免除は適用されません。						
○配置技術者等の確認	<table><tr><td>1</td><td>配置技術者等の資格を確認するため、「現場代理人及び主任（監理）技術者選任（変更）届」を提出する際に下記の書類を提出すること。 国家資格等の保有者については、その資格を証する免状等の写し。監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し（記載事項に変更がある場合は、裏面も）。なお、実務経験のみの主任技術者については、通算して所定の年数を超える実務経験（期間、件名等）等が記載された経歴書。</td></tr><tr><td>2</td><td>現場代理人及び配置技術者等の雇用関係を確認するため、「現場代理人及び主任（監理）技術者選任（変更）届」を提出する際に本人の雇用に関する経歴書および下記の①～⑦の書類のいずれか1つを提出すること。なお、現場代理人又は配置技術者等が個人企業の事業主もしくは法人の代表者の場合は提出の必要はありません。 ① 法人における取締役の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し 健康保険被保険者証（氏名、資格取得年月日、事業所名称が明記されているもの。）又は健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書の写し。若しくは事業所及び被保険者の社会保険加入についての所管年金事務所長の証明の写し。なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度にマスキング等を施してください。 ※市町村の国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、マイナ保険証、健康保険資格確認書は不可。 ③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、又は所管公共職業安定所長が証明した事業所別被保険者台帳の写し ④ 監理技術者資格者証の写し（記載事項に変更がある場合は、裏面も。） ⑤ 市町村が作成した最新年の住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し ⑥ 最新年分の所得税の確定申告書の写し ⑦ 最新年分の給与所得の源泉徴収票の写し</td></tr><tr><td>3</td><td>虚偽等が明らかになった場合は、入札参加停止措置等を行う場合があります。</td></tr></table>	1	配置技術者等の資格を確認するため、「現場代理人及び主任（監理）技術者選任（変更）届」を提出する際に下記の書類を提出すること。 国家資格等の保有者については、その資格を証する免状等の写し。監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し（記載事項に変更がある場合は、裏面も）。なお、実務経験のみの主任技術者については、通算して所定の年数を超える実務経験（期間、件名等）等が記載された経歴書。	2	現場代理人及び配置技術者等の雇用関係を確認するため、「現場代理人及び主任（監理）技術者選任（変更）届」を提出する際に本人の雇用に関する経歴書および下記の①～⑦の書類のいずれか1つを提出すること。なお、現場代理人又は配置技術者等が個人企業の事業主もしくは法人の代表者の場合は提出の必要はありません。 ① 法人における取締役の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し 健康保険被保険者証（氏名、資格取得年月日、事業所名称が明記されているもの。）又は健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書の写し。若しくは事業所及び被保険者の社会保険加入についての所管年金事務所長の証明の写し。なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度にマスキング等を施してください。 ※市町村の国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、マイナ保険証、健康保険資格確認書は不可。 ③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、又は所管公共職業安定所長が証明した事業所別被保険者台帳の写し ④ 監理技術者資格者証の写し（記載事項に変更がある場合は、裏面も。） ⑤ 市町村が作成した最新年の住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し ⑥ 最新年分の所得税の確定申告書の写し ⑦ 最新年分の給与所得の源泉徴収票の写し	3	虚偽等が明らかになった場合は、入札参加停止措置等を行う場合があります。
1	配置技術者等の資格を確認するため、「現場代理人及び主任（監理）技術者選任（変更）届」を提出する際に下記の書類を提出すること。 国家資格等の保有者については、その資格を証する免状等の写し。監理技術者については監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し（記載事項に変更がある場合は、裏面も）。なお、実務経験のみの主任技術者については、通算して所定の年数を超える実務経験（期間、件名等）等が記載された経歴書。						
2	現場代理人及び配置技術者等の雇用関係を確認するため、「現場代理人及び主任（監理）技術者選任（変更）届」を提出する際に本人の雇用に関する経歴書および下記の①～⑦の書類のいずれか1つを提出すること。なお、現場代理人又は配置技術者等が個人企業の事業主もしくは法人の代表者の場合は提出の必要はありません。 ① 法人における取締役の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）の写し 健康保険被保険者証（氏名、資格取得年月日、事業所名称が明記されているもの。）又は健康保険・厚生年金被保険者標準報酬月額決定通知書の写し。若しくは事業所及び被保険者の社会保険加入についての所管年金事務所長の証明の写し。なお、保険者番号及び被保険者等記号・番号については、復元できない程度にマスキング等を施してください。 ※市町村の国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証、マイナ保険証、健康保険資格確認書は不可。 ③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し、又は所管公共職業安定所長が証明した事業所別被保険者台帳の写し ④ 監理技術者資格者証の写し（記載事項に変更がある場合は、裏面も。） ⑤ 市町村が作成した最新年の住民税特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し ⑥ 最新年分の所得税の確定申告書の写し ⑦ 最新年分の給与所得の源泉徴収票の写し						
3	虚偽等が明らかになった場合は、入札参加停止措置等を行う場合があります。						

○	契約の不締結 落札決定後、契約締結までの間に、大和郡山市建設工事等暴力団排除措置要綱の別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められたときは、契約を締結しません。
○その他	
1	この公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格の無い者が行った入札、虚偽の申請を行った者の入札、及び入札心得又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
2	書類作成及び提出に係る費用は、入札者の負担とします。なお、提出された書類は返却しません。
3	開札の結果、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者（落札候補者）とします。予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって同価格の入札をした者が2人以上あった場合は、「くじ」により落札者（落札候補者）を決定します。「くじ」は電子入札システムにより行います。なお、開札立会を希望する入札者は指定の開札立会申請書（ホームページからダウンロードからできます。）を開札日の前日の8時30分から12時（正午）までの間にFAXにて提出してください。
4	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の「100分の10」に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の「110分の100」に相当する金額を入札書に記載すること。
5	一度提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

問い合わせ先	大和郡山市役所都市建設部入札検査課	電話	0743-53-1151（内線623）
電子入札システムの操作方法について	電子調達コールセンター		
	電話	0570-011-311	利用可能時間 9時～18時まで（土・日曜、祝日、12月29日～1月3日を除く）
ホームページアドレス	https://www.city.yamatokoriyama.lg.jp/shigoto_sangyo/nyusatsu_keiyaku/kensetsu/index.html →「建設工事・建設工事等に係る業務委託等入札のお知らせ」 「入札関係書類（業務委託）」		